

小海町告示第64号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第1項及び地方自治法施行規則（昭和22年内務省令第29号）第12条の2の5第2項の規定により、ふるさと納税に関する指定納付受託者を下記の通り指定したので告示する。

令和5年4月1日

小海町長 黒澤



指定納付受託者	所在地
株式会社トラストバンク	東京都渋谷区渋谷二丁目24番12号
株式会社八十二カード	長野県長野市大字中御所218番地11
株式会社ジェーシービー	東京都港区南青山五丁目1番22号